

水産政策審議会企画部会  
第70回議事録

水産庁漁政部企画課

## 水産政策審議会第70回 企画部会

### 1. 開会及び閉会日時

開会 平成29年4月6日(木) 午前10時30分

閉会 平成29年4月6日(木) 午後2時26分

### 2. 出席委員

(委員) 大森 敏弘 姜 明子 佐藤 安紀子 長瀬 一己 馬場 治  
東村 玲子 平野 澄子 細川 良範 水越 和幸  
(特別委員) 遠藤 喜志雄 久賀 みず保 久保田 正 菅原 幸洋  
鈴木 博晶 高橋 健二 千葉 康則 中田 薫 若狭 信行

### 3. その他出席者

(水産庁) 大杉漁政部長 浅川資源管理部長 保科増殖推進部長 岡漁港漁場整備部長  
太田資源管理部審議官 中企画課長 矢花水産経営課長 佐藤加工流通課長  
井上漁業保険管理官 藤田管理課長 黒萩漁業調整課長 黒川国際課長  
竹葉研究指導課長 神谷漁場資源課長 伊佐栽培養殖課長 吉塚計画課長  
山本整備課長 坂本防災漁村課長 田中資源管理部参事官 渡邊増殖推進部  
参事官 大久保水産業体質強化推進室長 廣野指導監督室長 沿岸・遊漁室  
長 中奥内水面漁業振興室長

### 4. 議 事

別紙のとおり

水産政策審議会第70回企画部会  
議事次第

日 時：平成29年4月6日（木）10:30～14:26

場 所：農林水産省本館4階 第2特別会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

- (1) 平成28年度水産の動向（本文案）について
- (2) 次期水産基本計画の検討について
- (3) その他

4 閉 会

目 次

1	開 会	1
2	次期水産基本計画の検討について	2
3	平成28年度水産の動向(本文案)について	26
4	閉 会	47

○企画課長 それでは、皆さんおはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから水産政策審議会第70回企画部会を開催したいと思います。

開会に当たり、大杉漁政部長より御挨拶申し上げます。

○漁政部長 皆さん、おはようございます。本日は、御多忙の中、本審議会企画部会に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから昼食休憩を挟みまして、14時30分までの予定でございます。本日は長い会議でございますが、よろしくお願ひしたいと思います。

午前中は、新たな水産基本計画について御審議をいただきたいと存じますし、午後は平成28年度水産白書の作成に向けて、いわゆる動向編、それから本日は28年度に講じた施策について御審議をお願いしたいと思います。

新たな水産基本計画でございますが、昨年4月7日に諮問が行われてから委員、特別委員の皆様方に昨年の6月以降、毎回テーマを設定いたしまして、そのテーマごとに御審議をいただきてきたわけですが、これまでの御審議の中でいただきました御意見を集約する形で本日は新たな水産基本計画の案をお示しする運びとなりました。これに対して御意見をいただければと思います。

それから、午後のほうですが、28年度の水産白書の動向編、これについては前回2月の企画部会で御審議をいただいたわけですが、その折に頂戴いたしました御意見を反映させた案をお諮りするわけでございます。また、併せて今回は28年度水産施策、28年度に講じた施策についても御審議をいただきたいというふうに考えております。

午前1時間半、午後1時間半、限られた時間ではございますが、議題について御審議、御議論をいただき、委員、特別委員の皆様方から忌憚のない話を伺えればというふうに思います。

本日もよろしくお願ひいたします。

○企画課長 それでは、委員の御出席状況について報告いたします。

水産政策審議会令第8条第1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は、委員11名中9名の方が御出席されており定足数を満たしておりますので、本日の企画部会は成立していることを御報告いたします。

また、特別委員につきましては、11名中8名の方が御出席されております。

続きまして、当審議会の議事の取り扱いについて御説明いたします。

水産政策審議会議事規則第6条によりまして会議は公開とされており、傍聴者の方もお見えになっております。

また、同規則第9条第2項によりまして、議事録は縦覧に供するものとされております。会議

終了後、委員の皆様には議事録を御確認いただいた上で、水産庁のホームページに掲載して公表させていただきますので、御理解のほどお願いいたします。

それでは、本日の配布資料を確認させていただきます。

議論の順番は水産基本計画からなのですが、資料1-1といたしまして「平成28年度水産の動向（案）」、資料1-2といたしまして「平成28年度水産施策（案）」、資料1-3といたしまして「平成28年度水産の動向（概要）」でございます。そして、資料2といたしまして「水産基本計画（案）」が入っております。

それでは、ここからの議事進行につきましては馬場部会長をお願いいたしたいと存じます。部会長、よろしくお願いいたします。

○馬場部会長 部会長を務めます馬場です。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の議題は、議事次第では1番が「水産の動向」、水産白書の検討になっていますが、これはちょっと逆転させまして、午前中は（2）の「次期水産基本計画の検討について」をお願いしたいと思います。

それで昼食を挟んで、午後に議事の1番の白書の検討についてお願いします。

この企画部会の後、午後も予定のある委員さんもいらっしゃいますので、議事進行へのご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、1つ目の議題、「水産基本計画の検討」につきまして、よろしくお願いいたします。

では、検討につきまして事務局より説明をお願いします。

○漁政部長 漁政部長の大杉でございます。資料の説明をさせていただきます。

お配りしております資料2「水産基本計画（案）」を御覧ください。

目次の後、1ページの「まえがき」をお開きください。

水産基本計画、これまで3度にわたり策定され、今回が4度目ということになるわけですが、そういったことから「まえがき」を始めております。

そのページの下3分の1のところ、第4パラグラフを御覧ください。新しく書き下ろしている部分でございます。

「漁村地域における経済活動の水準を維持・向上させ人口減少と地域経済の縮小を克服するためには、若い世代が、ワークライフバランスを確保できる労働環境と将来を見据えて安心して心豊かな家庭を築くことができる所得を安定的に提供する。高齢者もその能力に応じて生き生きと役割を果たす場が与えられる。そういったことで、地域における資源を最大限活用して働き方改

革や地方創生に資する」と、こういう形で「まえがき」の記述を行っております。

3～5ページまでは、本文のいわば要約のようなところがございますので基本的に省略をいたしますが、1点だけ御紹介させていただきますと、4ページになります。

上のほうですけれども、「これらにより、水産業の生産活動が活発化することによって、国境監視機能をはじめ水産業・漁村の持つ多面的機能の十全な発揮が期待される」という表現も入れております。この点については、本文にも記述がございます。

6ページをお願いいたします。本文でございます。

まず「浜プラン、人材の育成、資源のフル活用」についてでございます。

「(1) 浜プラン」でございますが、6ページの後半部分を特に御覧ください。

浜プランは、「所得を5年間で10%以上向上させることを目指すものでございますが、この際、着実にPDCAサイクルを回していくことが重要である」わけでございます。

「優良事例、取り組みに当たって課題があったような事例、そういったものを浜にフィードバックをして、その浜プランの中で浜がより良い取り組みを導入することができるようにしていこう」ということを記述しております。

7ページをお願いいたします。

中ほどでございますが、「漁業就業者の減少・高齢化といった実態も踏まえ、浜の資源を活用し消費者ニーズに応じていくためにも、浜の資源のフル活用のために必要な施策について、引き続き検討を行う」というふうに記述をしております。

(2)に移ります。「国際競争力のある経営体の育成」についてでございます。

数行下を見ていただきたいんですが、「効率的かつ安定的な漁業経営体を育成する」ということでございます。

そして、その2行下でございますが、「これらの経営体に経営施策、経営に関する施策を重点化していこう」ということでございます。

その下でございますが、こういった担い手、つまり「資源管理・収入安定対策に加入するような担い手が漁業生産の大宗を担う、生産金額ベースでおおむね9割ということでございます、ちなみに、現在はおおむね7割で、これを9割に高める、そういう漁業構造を達成する」というふうに記述をしております。

ただ、「一方で、漁業活動による環境保全や国境監視等の漁業の多面的機能を維持・増進するために必要な施策」のほうですが、こちらのほうは「担い手以外の漁業者の役割も十分考慮しながら、講じていかなければならない」というふうに記述をしております。

「(3) 新規就業者」についてでございます。

「新規就業者の確保を図るために、従来より就業に向けた準備や就業後の技術の習得などを支援する措置が講じられているわけですが、今後は、新規就業者の漁業への定着を図り、漁業生産の長期的な拡大につなげていくために、被雇用者、雇われとしての就業については、計画的な資源管理のもとで効率的かつ安定的な漁業経営を目指す、いわゆる「担い手」たる経営体への就業を支援していこう」と、それから、「独立・自営者として就業する場合については、地域が「担い手」として育成していくことを認めた新規就業者に支援をしていこう」と、こういう考え方を示しているわけでございます。

「(5) 海技士等の人材の育成・確保」のところを御覧ください。次の9ページにわたります。

まず、大水が実施主体となって実行しております「漁船乗組員確保養成プロジェクト」の内容でもあるわけですが、「漁船漁業の乗組員不足に対応するため、水産高校等関係機関と連携して、計画的・安定的な人員採用を行う」といったことを記述しております。

引き続きまして、9ページでございますが、「海技士資格者の不足が深刻化していることを踏まえ、水産高校、水産大学校、漁業学校、水産試験場等において、6カ月間の乗船実習を含むコースを履修することで、口述試験を経て卒業時に海技士資格を取得できる新たな仕組み」つまり、乗船履歴を必要としないということでございます、「そういう新たな仕組みについて早急に作業を進めて、平成30年4月を目途に実現を目指す」ということを記述しております。

「また、船舶の安全運行の確保の要請を踏まえつつも漁業における実態を反映した海技士資格制度の運用の在り方について、これについても早急に検討し、平成30年3月までに結論を得ることを目指す」ということでございます。

念のためでございますが、この新たな水産基本計画というものは閣議決定マターでございますので、農林水産省所管、担当の内容だけではなくて、政府全体に関係する内容も含まれているわけでございます。

「(6) 水産教育の充実」にまいります。

「水産高校、大学の水産系の学部、また水産大学校において、水産業の現場の要望を踏まえた実践的な専門教育の充実を図る」ということを記述しております。

「(7) 外国人材の受入れの在り方」についてです。

「水産業分野における外国人材の受入れの在り方については、政府全体における検討を踏まえつつ、水産業の現場のニーズや経営環境等の実態を詳細に調査し、経済的効果の検証を行う」という形で記述をしております。



次の10ページにまいります。

「(8) 魚類・貝類養殖業等への企業の参入」についてでございます。

「漁業者が、必要とされる技術・ノウハウ・資本・人材を有する企業との連携を図っていくということは重要であるわけでございます。こういったことから、国として、浜と連携する企業とのマッチング活動、この促進、それからガイドライン」つまり、参入しようとする企業、あるいは参入した企業が地元漁協との間で何らかの名目の金銭の授受を行っているわけでございますが、そういった金銭の授受についての透明化を図っていこうと、そして参入を促進していこうという観点から、そのガイドラインの策定をしていこうということでございます。「浜の活性化の観点から、こういったこと以外にも必要な施策について引き続き検討をし、成案を得る」という記述をしております。

「(9) 女性の参画」でございます。

「政府の第4次男女共同参画基本計画に関する目標の達成に向け、漁協系統組織における女性役員の登用についての自主的な目標設定、その達成に向けた普及啓発等の取り組みを推進する」というふうに記述をしております。

「従来より女性が加工分野等で活躍してきたという実績がございます。例えば、消費者ニーズに対応した商品開発など、女性がその特性を生かしつつ能力を発揮できる多種多様な活動を促進する。女性の活躍の場をさらに広げる」という記述をしております。

次の「国内の資源管理の高度化、国際的な資源管理」に移ります。

(1)、これは「基本的な考え方や方向性」でございますが、次のページ、11ページにわたってまいります。

「漁獲量、あるいは漁獲金額が多い資源、また広域資源、資源状況が悪化している資源については、国が積極的に資源管理の方向性を示し、関係する都道府県とともに資源管理の効率化・効果的な推進を図る」というふうに記述をしております。「主要資源ごとに、いわゆる資源管理目標等の導入を順次図っていく」という内容でございます。

「(2) 資源管理指針・計画体制の推進」についてでございますが、こういった資源管理目標等の実現に向けて、漁業者のサイドでは、「国、都道府県が策定する「資源管理指針」に基づいて、自ら取り組む休漁、漁獲量の上限設定、漁具の規制等の資源管理措置を記載しました「資源管理計画」を作成しまして、これを確実に実施する場合に、資源管理・収入安定対策に加入する」と、「ぎよさい」「積立ぶらす」に加入するということでございますが、「これによって収入の安定を図る」ということでございます。

その下、「(3) 数量管理等による資源管理の充実」に移ります。

次のページにわたりまして、「TAC対象魚種の拡大について」でございます。

「漁獲対象魚種が多く定置網をはじめ魚種選択性が低い漁法が多い我が国の実態でございます。そういったこと、また資源の状態、それを取り巻く情勢、科学的知見の蓄積状況、こういったことを踏まえながら、重要な広域資源等について、導入に向けた検討を進める、TACの導入に向けた検討を進める」ということでございます。

次のパラグラフでございますが、個別漁獲割当、IQについてですけれども、「試験的な実施を一部の漁業で行ってきているわけですが、沖合漁業等の国際競争力の強化が課題となっているわけでございます。こういった観点から、IQ方式の活用方法について検討を行う」というふう

に記述をしております。それから、沖合漁業についてでございますけれども、「資源管理、漁業調整上の必要性から漁船のトン数制限等の様々な規制が存在するわけでございます。数量管理等の充実」先ほど御紹介しましたIQ方式の活用なども含めて、こういったことを充実することを通じて、「規制緩和の在り方について引き続き検討し、成案を得る」という記述をしているところでございます。

次のページ、13ページに移ります。

「(4) 資源評価の精度向上」についてでございます。

「ア」の第2パラグラフを御覧ください。

「資源評価を実施している沖合の主要魚種に関してですが、評価精度向上を図るため、これまでの調査船調査や漁獲物調査を確実に継続することに加えまして、我が国EEZ近辺で急増する外国漁船の動向ですとか、海洋環境等の新たな変化に係る情報ですとか国際交渉等を通じて収集した情報ですとか、こういったものを資源評価に組み込む」ということでございます。

その下、「イ」を御覧ください。

「資源評価を実施している水産研究・教育機構の果たすべき役割を明確化するとともに、その評価手法や結果の透明性の確保に努める」というふうに記述をしております。

「様々な機会を利用し、漁業関係者のみならず消費者も含めた国民全般が資源状況と資源評価・管理の方向性について共通の認識を持てるよう情報提供を行う」と記述しているところでございます。

14ページ、(5)をお願いいたします。取り締まりについてでございます。

「取締船の大型化や増隻を含む取締体制の充実強化、それから漁業監督官の増員や実務研修等による能力向上、それからVMSの活用、衛星情報や各種IC技術等の漁業取締りへの積極的導

入、海保や都道府県取締機関との連携、こういったことを図る」という記述をしております。

「また、重要な輸出品目でありますナマコなどを含む沿岸域の密漁についてでございますが、悪質・巧妙な事例や広域での対応が必要となる事例もあることから、都道府県、警察、海保、流通関係者を含めた関係機関との緊密な連携を図る」としてしております。「密漁品の市場流通や輸出からの排除に努める等、地域の特性に応じた効果的な対策を実施する」と記述をしております。

「(6) 国際的な資源管理」に移ります。代表的なところを御紹介いたします。

次の15ページにわたりますが、「ア」の「①太平洋クロマグロ」については、「資源回復を着実に図るための制度・体制の充実を図る」としてしております。WCPFC関連でございます。

同様に「②カツオ」についてですが、「我が国沿岸への来遊量の回復を目指し、熱帯水域における管理の推進を図る」としてしております。

他方、NPFC関連でございますが、「③マサバやサンマ」については、「資源評価についての関係国・地域の合意を早期に形成し、それに基づく管理の導入を図る」としてしております。

10行ほど下へ行っていただきまして、IUU漁業に対してでございますが、「地域漁業管理機関における対策の強化を主導する、二国間での働きかけなどを通じて、その撲滅に貢献する」というふうに記述をしております。

16ページをお願いいたします。

「エ、捕鯨政策の推進」についてでございますが、「生物資源全般の科学的根拠に基づく持続的な利用を促進するという観点から商業捕鯨の早期再開を目指す」というふうに記述をしております。

18ページまで飛んでいただけますでしょうか。

「3、持続可能な漁業・養殖業の確立」についてでございます。

「(1) 総論」ですが、「漁船の高船齢化が問題になっているわけでございます。造船所の能力が限られているという現状もあるわけでございます。今後、高船齢船の代船を計画的に進めていく必要があるわけで、そういった観点から、漁業者団体が代船のための長期的な計画を示すと、そういう形で造船所の人員確保、あるいは施設整備を計画的に行えるようにしていこう」ということでございます。

国のほうでございますが、「このような計画の円滑な実施、それから国際競争力の強化の観点から、必要な支援を行う」と記述をしております。

20ページまで飛んでいただけますでしょうか。「(5) 養殖業」についてでございます。「ア」のところでございますが、「養殖業者が、漁協等が策定する「漁場改善計画」において設定され

た「適正養殖可能数量」を遵守して養殖を行う場合に、資源管理・収入安定対策」つまり、「ぎよさい」「積立ぶらす」ということですが、「これによって収入の安定を図る」というふうに書いてあります。養殖版ということですが、

24ページをお願いいたします。

⑩でございます。「ウナギの持続的利用の確保についてですが、国際的な資源管理の取り組みについては、我が国が主導的な役割を果たし、中国、韓国、台湾との4国・地域での池入れ量制限をはじめとする資源管理を一層推進する」というふうに記述しております。

その下でございますが、「養殖用種苗の全てを天然採捕に依存するシラスウナギについては、ウナギ種苗の大量生産の早期実用化に向けた研究開発を推進する」というふうに記述しております。

26ページをお願いいたします。

「ウ、サケの漁獲量の安定化」についてですが、「近年、回帰率が低下しているシロサケについてですが、海洋環境の変化に対応するため、稚魚の放流時期やサイズに幅を持たせることや、環境条件が好適でなくても生き残る健康性の高い種苗の育成等によりまして、着実に回帰率の回復に取り組む」というふうに記述しております。

27ページをお願いいたします。

「4. 加工・流通・消費・輸出に関する施策の展開」ですが、(1)の「ア」でございます。「簡便化志向など最近の消費者ニーズに対応し、手軽・気軽においしく水産物を食べられる新商品「ファストフィッシュ」商品ですが、その開発・提供、また鮮度の高い商品、旬や産地を特定した商品の供給を推進することが必要である」わけですが、

「地産地消など各地域のニーズに応じた水産物の供給も必要であるわけです。地域の学校、観光（郷土料理、漁業体験、漁家民宿等）でございますが、こういったこととも連携を図る」ということですが、

「イ、魚食普及と産地情報提供」でございますが、「特に学校給食・学校教育等との連携を強化することによりまして、水産物消費の維持・拡大を図るということですが、水産物の特性、味覚や健康面に加えまして、地域性・季節性、資源状況等ですが、それから魚食文化についての理解を促進する」ということを記述しております。「米などの国産農産物・林産物とセットでの普及にも取り組む」ということですが、

「原料原産地表示等の仕組みも活用しながら、消費者等に対し水産物の産地等に関する情報を適切に伝達する」という記述も行っております。

「我が国の水産物が持続可能な資源であり、最大限活用することの重要性を消費者に理解してもらうためにもエコラベルの普及を推進していく」という記述も、次のページでございますが、設けております。

「加えまして、地理的表示についてですが、G I 保護制度を活用し、高品質な我が国の水産物のブランド価値を守るとともに、地理的表示の相互保護の推進を通じ、海外でもその価値を守る取り組みを進める」という記述を設けております。

次の項目、「新技術・新物流体制の導入等による産地卸売市場の改革、それから生産者・消費者への利益の還元」についてでございます。

その中の第3パラグラフを御覧ください。29ページにわたってまいります。

「水産物の流通についてですが、I T等の他産業の新たな技術や最新の冷凍技術も活用しながら、従来の多段階流通の有用性を活かしながら、非効率な部分を解消し、最も高い価値を認める需要者に商品が効率的に届くシステムを構築する」という記述をしております。

「こういったことから、既存の流通機構の枠を超えて需要者のニーズに直接応える形で水産物を提供する様々な取り組みが広がっていることを踏まえて、多様な流通ルートの構築による取引の選択肢の拡大等を促す」というふうに記述をしております。

「流通機構の改革が進むよう、国として、水産物の取引や物流の在り方を総合的に検討して、方向性を示す」というふうに記述をしているわけでございます。流通機構の改革を進めていく上で最新の技術、あるいは技術革新をフルに活用していこうという発想をここで示しているわけでございます。

「さらに、水産物の輸出促進にも資する観点から、トレーサビリティの導入に向けたガイドラインを策定する」という記述も設けております。

30ページをお願いいたします。

「輸出先国・地域の規制・ニーズに応じた輸出」でございますが、「米国・EU等においては、自国産水産物のH A C C Pに基づく衛生管理を義務化した上で、輸入品についてもH A C C Pに基づく衛生管理を要求しているわけでございます。我が国においては、特に対EU・H A C C P施設についてですけれども、認定業務を26年10月から、厚生労働省に加えて水産庁も開始をしております。引き続き認定件数の増加を図ること」としているわけでございます。

「EUは、漁場から輸出までのフードチェーン全体の管理も要求をしているわけでございます。したがって、EUに対して輸出するためには、例えば二枚貝ですと海域モニタリングを実施して、貝毒がないということを検証する必要がありますし、また養殖魚、魚のほうですと、残留

動物医薬品検査を要求しているわけで、これに答えていかなければなりません。こういった活動に対して支援を行う」ということを書いているわけでございます。

「また、我が国水産物の輸出に係る各種輸入規制の緩和・撤廃に向けて、科学的データ等に基づく協議を行う」ということを記述しております。「東日本大震災からの復興」という項目にもこれは入っております。後ほど御紹介したいと思います。

次の31ページでございますが、「5、漁港・漁場・漁村の総合的整備」に移ります。

漁港長計で記述した内容をさらにオーソライズするという形でございます。内容的に同じでございます。

「(1) 水産業の競争力強化と輸出促進に向けた漁港等の機能向上」でございます。

「(2) 豊かな生態系の創造と海域の生産力向上に向けた漁場整備」「(3) 大規模自然災害に備えた対応力強化」、そして次のページ、32ページにまいりまして、「(4) 漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出」でございます。

「6、多面的機能」についてでございます。

「自然環境の保全、国境監視、国民の生命・財産の保全、保健休養・交流・教育の場の提供などの水産業・漁村の持つ水産物の供給以外の多面的な機能が将来にわたって発揮されるよう、一層の国民の理解の増進を図りつつ効率的・効果的な取り組みを促進する」というふうに記述をしております。

その次のパラグラフでございますが、「特に、国境監視の機能についてですが、漁村と漁業者による巨大な海の監視ネットワークが形成されているわけでございます。漁業者と国や地方公共団体の取締部局との協力体制の構築、それからその機能を高めるための具体的な方策について検討し、成案を得る」というふうに記述をしております。

「Ⅱ、漁業・漁村の活性化を支える取り組み」についてでございますが、「1、調査・研究・技術開発の戦略的推進」でございます。

ここも技術的な内容でございますので、項目を御紹介いたします。

基本的に内容は、水政審企画部会で御審議をいただいたときに使用しました資料がベースになっております。

「ア、資源管理・資源評価の高度化に資する研究開発」、34ページでございますが、「イ、漁業・養殖業の競争力強化に資する研究開発」「ウ、漁場環境の保全・修復、インフラ施設の防災化・長寿命化等に資する研究開発」「エ、水産物の安全確保、加工・流通の効率化に資する研究開発」でございます。

35ページにまいります。「2、漁船漁業の安全対策」でございます。

それから、36ページ、「3、渚泊」でございます。

37ページ、「4、漁協系統組織の役割発揮・再編整備等」でございます。

38ページ、5として、「融資・信用保証等の経営支援の的確な実施」でございます。

38ページ、「Ⅲ、東日本大震災からの復興」でございます。

着実な復旧・復興を進めていく必要があるわけでございますが、特に「原発事故の影響の克服」についてでございますが、40ページを御覧ください。「(3) 原発事故による輸入規制の撤廃・緩和」についてですが、41ページにわたってまいります。「放射性物質関係の輸入規制に対しては、様々な機会を捉えて、撤廃・緩和を求めてきたわけでございます。その結果、我が国に対して何らかの規制を設けている国・地域数は、事故後の54から33にまで減少しています。ただ、一方で、輸入規制を維持している国・地域の中に、我が国水産物の主要な輸出先国であります香港、中国、台湾、そして韓国なども含まれているわけです。引き続き科学的な根拠に基づき、輸入規制の撤廃・緩和を働きかけていく」ということを記述しております。

42ページからが「自給率目標」でございます。

1の(1)の第2パラグラフを御覧ください。

「食用魚介類、それから非食用魚介類を含む魚介類全体の自給率はともに、平成15年度より上昇基調に転じていたわけですが、東日本大震災の影響により平成23年度、24年度は低下して、25年度以降はやや回復したものの、27年度には微減し、食用魚介類については59%、そして魚介類全体ですと54%」という状況にあります。

43ページをお願いいたします。

他方、「海藻のほうでございますが、自給率は中長期的には緩やかな上昇基調で推移してきたわけですが、平成23年度に落ち込み、その後は回復基調であるものの、27年度は70%となっている」わけでございます。

45ページをお願いいたします。

「2. 自給率目標の考え方」でございます。これも水政審企画部会で御審議いただく際に御説明しました内容ですが、「自給率というものは我が国の生産、これが消費にどの程度対応しているかを評価する上でわかりやすい指標であるわけですが、他方で、端的な例を御紹介いたしますと、生産量が仮に減ったとしても、それ以上に消費量が減っていれば自給率は上昇する」と、そういう性格のものだということを念頭に置く必要があるわけでございます。つまり、「必ずしも施策目標の達成の度合いをあらわすものではない」ということでございます。むしろ、「分母と

なる消費量の目標、それから分子となる生産量の目標にこそ意味があるということに留意する必要がある」いうことを記述しております。

そういった前提で、まず生産量目標のほうでございますが、「近年の生産のすう勢を踏まえて、関係者の努力によって生産に関する課題を解決することで、実現可能と見込まれる生産量を生産量目標として設定をする。」

一方、消費のほうですが、「近年の消費のすう勢を踏まえて、関係者の努力によって消費に関する課題を解決することで実現可能と見込まれる消費量を消費量目標として設定する」わけでございます。

生産に関する各種の課題、消費に関する各種の課題は、そのページの3のところにそれぞれ記述している内容でございます。

そして、生産量目標と消費量目標を設定した後、両者の割り算をして自給率目標を設定するということでございます。

49ページをお願いいたします。

表にありますように、右下でございますが、食用魚介類について自給率目標70%、非食用魚介類を含む魚介類全体の自給率目標64%、海藻類の自給率目標74%という設定をしたいと考えております。

結びでございます。50ページを御覧ください。「施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」でございます。

第1に「関係府省等が連携を密にして計画的に事業を実施する」、第2に「施策の実施に当たっては政策評価をも活用しつつ、毎年進捗管理を行うとともに効果等の検証を実施し、その結果を公表する。さらに、これを踏まえて施策内容を見直す」P D C Aサイクルを回すということでございます。

第3に「消費者・国民の視点を踏まえた公益的な観点から施策を展開する。」

第4に「産地の主体性と創意工夫の発揮をより一層促進する。」

第5に、51ページでございますが、「財政措置の効率的かつ重点的な運用」でございます。「施策の実施状況や状況の変化に照らし、施策内容を機動的に見直す」ということでございます。

そして、第6に「数量管理等による資源管理の充実、あるいは漁業の成長産業化を進めるために必要な施策について」これは各項目で紹介をした内容でございますけれども、「関係法律の見直しを含め、引き続き検討を行う」としております。

資料の説明は以上でございます。どうもありがとうございました。



○馬場部会長 説明が長くなりましたので、ここで休憩を5分とりたいと思います。5分後に再開したいと思います。

(休憩)

○馬場部会長 では、再開したいと思います。

先ほどの水産基本計画（案）につきまして、御質問、御意見がありましたらお願いします。

中田委員。

○中田特別委員 記名をしていなくて、すみません。「コメント」と書いた2枚のものをあげています。昨日案をいただき、そして時間がない中でざっと読んだので適切じゃないところもあるかと思っています。ただ、そのときにひっかかったところ、ちょっとここ読みづらいんじゃないかなと思うようなところを中心にコメントをしておりますので、その点御検討していただければと思います。

その中で3点か4点、意見を言わせてください。

まず3ページ目、「基本的な方針」の部分です。

ここでは経営問題を中心に記載してありますけれども、「水産業が水産資源やそれを育む漁場環境の適切な保全と管理によって成り立つものであること」、これは後のほうにもいろいろ出てきますけれども、やはりそういうことがあるので、初めのほうできっちりと持ってきてもいいのではないかと感じました。

それから、このコメントの中では一番下のところですが、8ページ。多面的機能の中で、「国境監視」というのがたびたび出てきます。議論の中でもこれまで出てきましたから、「国境監視」というのが位置づけられるということはよく理解しています。ただ、かなり「特に」とかという形で取り上げられていて、これまであまりないニュアンスでした。できれば、漁業者の人たちが海辺で漁業活動する、そういうこと自体がこれまで国境監視を担ってきたんだというような、そういう説明を入れていただけると受け取りやすいのかなと思いました。

それから、あと9ページです。大学校も含んで、海技士試験の受験資格を取得できるようなことを考えるというところですが、海技士資格を取得しても、その人たちがちゃんと漁業に加入できる仕組みということもあわせて考えないと実効的ではないのかと思いますので、その部分もここに位置づけていただければと思います。

それから、これは修正です。13ページ、コメントの1枚目の裏側の一番下です。「受託実施している国立研究開発法人水産研究・教育機構」云々の部分がございますけれども、私自身、自分が所属する機関でありながら間違っただけを書いております。

一番下から2番目、「総合評価落札方式」と書いておりますけれども、これは特命随契でやっているということでした。前提となることが間違っておりましたので、この部分は修正し、削除していただければと思います。よろしくお願いいたします。

それから、26ページの15行目、「高品質なサケ親魚の放流場所の調査等を踏まえ」という一文がございました。これはコメントの2枚目の一番下です。これにつきましては、この「高品質なサケ」というのがどういうものなのかなというのがわかりにくかったです。これがわかるような形で書いていただければなと思いました。

以上でございます。

○馬場部会長 ほかにいかがでしょうか。

高橋委員。

○高橋特別委員 私も昨日いただいて、斜め読みをしてきたんで適切な質問なりになっているかどうかちょっと疑問ですけれども、何点かお願いをしたいと思います。

まず9ページ目ですけれども、9ページの前段、上段のほうに記載されている内容について、特に(6)の2～3行上のほうに、「漁業における実態を反映した海技士資格制度の運用の在り方」というのは、これは具体的に何を指しているのかよく理解ができません。この部分について教えていただきたいと思います。何か漁船特有の、漁船限定の海技士資格というものを想定して記載しているのか。そうであれば、本末転倒だと私は思っておりますので教えてください。

それから、ここでは海技士資格の習得のみが記載をされて、若年後継者が入ってこられるような環境整備のことは基本計画の中に一切ありませんので、どこかにきちんと記載をしていただければなというように思っております。

それから、この下のほうにある(7)の「外国人材受入れの在り方」という中で、「経済的効果等」の検証を行うと、いうふうになっています。現在の外国人の導入に当たっては、御承知のとおり、技能実習制度とマルシップ制度、この2つしかございません。技能実習制度は今年の11月で新たなものができ上がって11月1日からスタートするということですが、マルシップ制度については、外国人を導入できる範囲というのがもう限界に近い状態になっています。これ以上の外国人導入ということは、日本船舶の用をなさないような状況になっています。この辺はもっと慎重な書き方をしていただきたいというように思っております。

それから、15ページの左側を見れば、「20」というところの脇のところにIUU漁船のことが記載されております。全世界的にIUU漁船の撲滅・排除というのは当然のことなんですが、どこかのページにあったのですが、二国間漁業協定等々ということで外国船籍に一時直して、サス

ペンドだったですか、一時的に日本の国籍を棚上げして外国船籍にして、その国に入って操業するというような話もございました。それから外国に船籍を移して当該国の200海里の中で操業するということがありました。

外国船籍に船を移すということになりますと、F O C化、つまり便宜置籍船という形になります。便宜置籍船イコールI U Uという認識でいますので、その辺の記載は十分気をつけていただきたいというように思います。

それから、19ページの左側の行数で言うと、15のすぐ下に「資源状況に柔軟に対応した操業・水揚げ体制の整備」というふうに書いてあるんですが、これはどのようなことを想定して書かれておられるのか教えていただきたいなと思います。

それから、次のページの20ページの10行目のところにあります。「さらに、漁船漁業における乗組員の安定的な確保・育成」ということで記載されております。ここで言う「乗組員の安定的」というのは、これは日本人を指しているのか、それとも外国人も含めた乗組員を指しているのか、この辺がちょっとわかりづらいというように思います。

気づいたところは以上でございますので、よろしく願いいたします。

○馬場部会長 では、ここで一旦御回答いただける部分をお願いしましょうか。

○漁政部長 中田特別委員、高橋特別委員、御意見、どうもありがとうございました。

質問もありましたので、いくつか私のほうからお話をさせていただきたいと思います。

まず、中田特別委員からいただきました御意見、紙でいただいていますので、修正についてはこれを踏まえて検討させていただきたいというふうに思います。

口頭で補足をされたことについてコメントをさせていただきますと、まず3ページのところで経営問題を中心に書いてあって、資源管理面についての記述が薄いという御趣旨のお話でございました。十分に踏まえたいと思います。このテキスト、随所に「引き続き検討」とか「成案を得る」とか、そういう表現を使っておりますけれども、そういったところを中心に資源管理の問題というのは全般にわたって相当分厚く記述をしております。まさに漁業の成長産業化の問題とともに、漁業の世界、水産の世界特有の問題として資源管理の充実は極めて重要なことでございます。そういう認識のもとに書いておりますので、ちょっと初めのところが薄くなっているという御指摘、十分踏まえたいと思います。

それから、国境監視機能について、これは本文と、それから冒頭のいわゆる要約のところに出てきているわけですが、御指摘のとおり、漁業者による国境監視などの活動というのは国民の生命・財産の保全といった重要な役割を担っているわけでございます、こういった国民の

生命・財産の保全のために漁業者などが国境監視、あるいは海難救助を行っていくという、水産業、漁村の持つ多面的機能を国としても支援をしていこうという考えでございます。まさにコメントいただいたとおりでございます。

9ページに海技士資格者の不足に対応する形で「新たな仕組みについて実現を目指す」という記述の部分に関連して、資格者を確保するだけでなく、乗組員として入っていくことを促進することもあわせて記述をしたかどうかというお話がございました。これは高橋特別委員のほうからも同じような御意見がありましたけれども、(5)の「海技士等の人材の育成・確保」は、海技士資格者をどう確保していくかということを中心に記述しておりますが、実際に乗組員として入っていくことを支援するという内容は、(5)の「海技士等の人材の育成・確保」の前半部分に、既に御紹介いたしましたけれども、「乗組員不足に対応するため、水産高校等関係機関と連携して、計画的・安定的な人員採用を行う」、いわゆる「漁船乗組員確保養成プロジェクト」を念頭に置いた取り組みを推進していこうということで記述を行っておりますし、それから、新規就業者ということであれば、その上の(3)の「新規就業者の育成・確保」で、独立・自営者として、つまり経営者として就業する場合だけではなくて、被雇用者として、雇われとして就業する場合についても支援の方向性を記述しておりますので、そういったところとあわせ読んでいただければというふうに思います。

それから、高橋特別委員から9ページの「船舶の安全運行の確保の要請を踏まえつつも漁業における実態を反映した」という部分についての御質問がございました。これは、例えばこういうことでございます。200トン以下の漁船で言いますと、船長は4級の航海士である必要があるわけですが、また、一等航海士は5級の航海士の資格を持っていなければいけないわけです。通常ですと、水産高校の卒業生はそれぞれ1年9カ月、1年3カ月の乗船履歴が必要であるわけです。

ところが、商船の場合と違って、漁船の場合は周年操業しているとは限らず、例えばサンマ棒受け網ですと、漁期があつて、それ以外は雇いどめをされて乗船履歴にカウントされないわけです。そうすると、1年9カ月、1年3カ月といっても、それを達成するためには何年もかかってしまうというのが商船とは異なる漁船の特殊性であるわけです。

そういったことを反映させて、漁業については一般の商船とは違った対応ができないかというような議論を国土交通省とも行ってきております。どう考えるかということも国土交通省のほうで平成30年3月まで条約の批准に伴う国内法制の整備に関する検討会の中で議論をし、結論を出していこうということですので、ここに記述しているということでございます。

私のほうからは、以上でございます。

○馬場部会長 では、引き続き。

東村委員。

○東村委員 東村でございます。

コメントを4点、確認1点、質問2点とちょっと多くなってしまいましたが、述べさせていただきます。

ページの順番で進めさせていただきます。

まず4ページです。「1、国内の資源管理の高度化と国際的な資源管理の推進」の2行目なんですけど、「新たな機器等を用いた調査により」というふうに文言があるんですが、これだとハードの部分だけになってしまいます。より具体的に書かれた33ページには、「解析モデルの改良」とかソフトの部分も入っているので、ここは「観測機器」だけではなくて、そういう「解析モデル」などのソフトの部分も入れたほうがいいのではないかと考えました。

そのお隣、5ページ、これは中田特別委員も御指摘のように、「オールジャパンでの輸出の促進の取り組みを支援する」と書いてあるんですが、このオールジャパンでの、まあ、中田特別委員のおっしゃるとおり、ちょっと意味がわかりにくいなと思います。

日本政府として輸出を促進しますよというお話なのか、それとも前に私、この企画部会で発言したことがあるんですが、例えば、今サーモントラウトの養殖が盛んに各地で行われていて、それも輸出しようという話も出ておまして、それが輸出先で競合したら共食い状態になるんじゃないか、ちゃんと日本全体でしたほうがいいんじゃないですか。日本全体、つまり、日本産のサーモントラウトという形で、魚種はサーモントラウトじゃなかったかもしれません。

いずれにしろ、各地ばらばらで輸出するのではなくて、日本全体で「日本産何とか」というふうに取り組みをするという意味なのか、両方という意味合いともとれますし、ここのところをもう少しわかりやすくしていただければと思います。

次は、確認事項です。

11ページの上から3行目、「国が積極的に資源管理の方向性を示し」というふうに出てきます。また、その下、「(2) 資源管理指針・資源管理計画体制の推進」の部分では、「資源管理指針」に基づき、漁業者が「資源管理計画」を作成する」というふうに、流れとしては国が方向性を示して「資源管理指針」をつくり、最終的には漁業者の自主管理ということで、国のかかわりがこれまでよりふえるということなのか、今行われているものを改めて確認しているだけなのか、そこを教えていただきたいと思います。これは「積立ぶらす」との兼ね合いでセットになって行われていることを指しているのだと理解しています。

次、14ページです。13行目に、「また、重要な輸出品目であるナマコ等を含む」というふうに文章が続くのですが、それまでの部分、「資源管理が効果を上げるためには」のところはかなり抽象的というか、総論的な話なんですけど、いきなり、ナマコの話がどんと出てくると何かちょっと唐突な気がするんですけど、ここは多分つなぎの言葉の問題なんじゃないかなと思うんですけど、ちょっと違和感を感じるなと考えました。

次、15ページです。②の部分ですが、「保存管理措置が適切かつ着実に実施されるよう、国内における取り組みに加え」の後です。長くなってすみません。「関係国に対する漁業管理能力の向上に資する支援や人材育成」とあるんですけど、私自身は「漁業管理」という言葉を使うんですけども、水産庁はたしか「資源管理」で統一されていると思うので、ここはどう……。また別の意味合いで「漁業管理」という言葉が使われているのかということの確認、質問でございます。

やや飛びまして、24ページでございます。

10番目にウナギの話が出てきます。これも1から9までの流れは割と総論的な話で、いきなりウナギの話が出てくるんですけど、ウナギは、ちょっとCITES絡みもあって非常に慎重な措置が現在とられています。ほかの内水面の魚種に比べて管理も厳しく行われていますし、いろいろな施策も行われているわけですから、独立させるか、もしくは次の7の「サケ・マスふ化放流事業」のような、何というか、もうタイトルに出てくるようにするとか、少し別立てでもいいんじゃないかと思います。内容自体も、ほかの1から9及び11よりも非常に長いので、その提案でございます。

最後になります。31ページでございます。9～10行目にわたる「地域の中核的な生産活動等が行われる地区においては、養殖等による生産機能の強化を図る」。ここでいきなり「養殖等」というふうに出てくるんですけど、「漁船漁業」ではなくて「養殖」が出てくるのはどういった文脈なのかということの御質問です。

以上でございます。長くなりましたが、よろしく願いいたします。

○馬場部会長 鈴木特別委員、お願いします。

○鈴木特別委員 鈴木でございます。

何ページのどこという個別の指摘にならずに恐れ入りますけれども、随所に「消費者ニーズ」という記述がたくさん見受けられるのですが、この「消費者ニーズ」ということに関する考え方について意見を申し上げたいと思います。

具体的に消費者ニーズがあって、それが確実に存在しているのか疑問を抱いています。どうしても全体の書きぶりの中で消費者ニーズというものが確実に存在していて、それに対して生産・

流通・消費の流れの中に目詰まりをさせるようなものが存在していて、そして適切な流通のさせ方や商品が提供されていないことが問題だという、こういう考え方が貫いているような気がしているのです。

しかしながら、本当に消費者ニーズというのは存在するのだろうか。むしろ、現在は消費者ニーズというものはかなり消滅の方向に向かっているのではないかという危機感を持っているのでございます。

確かに、体にはよさそうなのでお魚類を食べようかなという漠然としたニーズというものは存在するとは思いますが、どういうお魚をどのように調理して食べたいというような具体的なニーズというものを持っている国民というのはそう多くいないのではないかなと思います。むしろ、お魚が生臭くて嫌だというような若年層も随分ふえているようでございます。

そこで、何を申し上げたいかという、水産庁の施策として、消費者ニーズに応えるということが、そういうスタンスではなくて、ニーズはむしろ消滅しつつあるので、ニーズを創造していくべきだというスタンスに変わるべきではないかと思っているのです。

例えば、その方法論としては、少しくだけた話ですけれども、何かアイドルを使って、国として宣伝広告をすとか、または例えば魚のいろいろな栄養機能性に関して研究助成金を大学や研究機関へ出して、たくさん論文を世の中に発表させるとか、そういうニーズを創造させる、創造していくことの重要性がこの基本施策の中に何かちょっと希薄なような気がしておりますので、ここまで仕上がった内容ではございますけれども、ぜひ再考いただければと思います。

もし、中身的にいろいろなものが加えられる余地がなければ、最小限「消費者ニーズ」という言葉を「潜在ニーズ」「潜在する消費者ニーズ」というふうな言葉に全部書きかえるとか、そういうふうなスタンスを持てないかなと考えます。

以上です。

○馬場部会長 では、水越委員、遠藤委員で一旦ここで、そのお二人に御質問、御意見いただいてから切りたいと思います。すみません。

○水越委員 「まえがき」の1～2ページ目にかけて「働き方改革」という言葉が出てくるんですけども、本文を見ますと、それに対応するような記述がなくて、ややちょっと唐突感があるなという印象を与えましたので、何か本文中でこれに対応したことを書く必要があるのではないかなというふうに思います。

あともう一つなんですけれども、中田特別委員も指摘されているんですけども、「国境監視」という言葉が何度か出てきまして、この重要性は私も感じているところではありますが、例

えば北海道の東のほうですと、根室あたりですと、ロシアとの国境は確定されていないというような問題もあります。

そういうこともありますので、国境監視、具体的にどういうことがあるのかというようなことをもう少し具体的にどこかに盛り込むべきではないかというふうに思いました。

以上です。

○遠藤特別委員 私のほうからは、28～29ページにかけての「産地卸売市場の強化、生産者・消費者への利益の還元」という項なんですありますが、28ページの一番下のほうです。「漁業者においても漁獲「量」から販売「額」へ意識を転換する」。この辺がよくわかるようでわからないんです。「量」から「額」への言葉の上では何となくわかるような気がするんですけども、やはり漁獲が大幅に減ってしまったんでは額へ転換することも難しいんじゃないかというふうな思いがあります。

それから、29ページの上、「浜全体でマーケットインの発想に基づく取り組みを行うこと等により」、この「マーケットイン」という言葉の内容も私もよくわかるようでわかっていないんですけれども、これどういう事柄なのか、もうちょっと具体的に書いていただくとわかりやすいと思います。

それから、上から5行目の「従来の多段階流通の有用性を活かしながら、非効率的な部分を解消し、最も高い価値を認める需要者に商品が効率的に届くシステムを構築する」。この「非効率的な部分」という言葉は、私は要らないと思うんです。「従来の多段階流通の有用性を活かしながら、最も高い価値を認める需要者に商品が効率的に届くシステムを構築する」、こういうふうな簡略化でいいのではないかと思います。

それから、「市場の統廃合、買受人の拡大及び新技術・新物流体制の導入を含む流通機構の改革が進むよう、国として」等々ありますが、「市場の統廃合」は、もう無論であります、「買受人の拡大」ということは、これはなかなか至難の業でございまして、果たして、これをここに残しておくことがいいのかどうなのか、これも私ども現在の立場で考えますと、果たしてどうなのかなという思いがあります。

それから、国のほうも、ますます産地市場にしろ、消費市場にしろ、もう地方自治体も指定管理者制度にどんどん突き進んでおりまして、果たして国として産地市場、消費市場、卸市場に本格的に取り組む気持ちがあるのかどうなのか。一番いい例は築地と豊洲の問題でありまして、これは東京都の問題ではあると思いますけれども、非常に混乱をきわめておりまして、もうちょっと魚のことを真剣に考えて国も自治体も論じていただければなという思いでございます。



○馬場部会長 ありがとうございます。

では、御回答ありましたらお願いします。

○漁政部長 東村委員、鈴木委員、水越委員、遠藤特別委員、貴重な御意見、どうもありがとうございました。

いくつか私のほうからお話をさせていただきたいと思いますが、まず東村委員からありました11ページの(2)の「資源管理指針・計画体制の推進」のところについてでございますが、結論から先に申し上げますと、基本的には現在やっていること、これをさらに推進していきましようということでございます。つまり、漁業者が国・県が策定した「資源管理指針」に基づいて自ら取り組む資源管理措置を記載した「資源管理計画」をつくって、これが条件になって資源管理・収入安定対策、つまり「ぎょさい」「積立ぷらす」に加入することによって収入の安定を図る、これを推進していきましようということでございます。

現在、「ぎょさい」のほうですと、金額ベースで加入率が、これは養殖も含めてですけれども、75%ぐらいでございます。「積立ぷらす」ということになると68%であるわけですが、これをさらに推進していこうということで記述している部分でございます。

その上の「国が積極的に資源管理の方向性を示し、関係する都道府県とともに資源管理の効率化・効果的な推進を図る」、こういった観点で、「いわゆる資源管理目標等の導入を順次図る」という部分との関係についてでございますが、もともとこの「資源管理目標等」というのは、TAC法で国連海洋法条約の的確な実施を確保するとされているところの趣旨でございます。具体的には国連海洋法条約、また水産基本法にも規定されていますけれども、資源ごとに最大持続生産量を実現することができる水準、この達成をやっけいこう、その方法として維持すべき水準、あるいは下回ってはならない水準、これらを達成するための戦略といったものを念頭に置いているわけでございます。

資源管理指針というものは、国所管の漁業、あるいは県所管の漁業についてそれぞれ国・県が水産資源に関する管理方針ですとか、あるいは魚種、漁業種類ごとの具体的な管理方法ですとか、そういったものを内容として策定されるものでございますが、それは、資源管理目標等を達成するために定めるものであるわけです。

こういう脈絡の中で漁業者が資源管理計画をつくって、そして資源管理・収入安定対策、つまり「ぎょさい」「積立ぷらす」に加入して収入の安定に取り組んでいくと、こういうことを進めていこうという記述でございます。

14ページですが、ナマコの記述が出てくるのは唐突だということでございましたが、取り締ま

りの問題として昨今取り沙汰されています大きな問題の一つにナマコの密漁のことがございます。ですから、ナマコを例示しているということでございまして、表現としては「ナマコ等を含む沿岸域の密漁について」と、こういう形で書いておりますので、具体名は入っていますけれども、私どもとしては決して違和感のあるような形で盛り込んでいるというふうには思っておりません。御理解をいただければというふうに思います。

24ページのウナギについて別建てでもいいのではないかと御指摘がありました。御指摘を踏まえたいと思います。全体の構成ということにもなりますので、検討させていただきたいと思っています。

それから、鈴木特別委員から御指摘いただいた点についてお話をさせていただきますと、「消費者ニーズ」というのはまずニーズがどういうものがあって、それに応えるために、という脈絡だけで私ども議論をしているわけではございません。おっしゃるとおり、ニーズをつくるのが重要だという点がありまして、まさにそれが自給率目標の分母であります消費量目標の考え方に如実にあらわれているところでございます。

45ページを御覧ください。これまでの企画部会で御議論をいただく際に使用しました資料にも記載しているところでございますが、繰り返しになって恐縮ですけれども、消費量目標というのは近年の消費のすう勢を踏まえて、関係者の努力によって消費に関するさまざまな課題、これを克服することで実現可能と見込まれる消費量というものを消費量目標とする、つまり、自給率目標の分母とするということですが、そこで言うさまざまな課題というのが46ページにかけて書いてあります内容であるわけです。

食の外部化、あるいは簡便化などニーズが変化していることに対してどう対応してニーズを掘り起こしていくのかということ。また、未利用魚の活用、これもニーズの掘り起こしだというふうに思います。

消費量が多い高齢者、減少が著しい中年層、もともと消費量が少ない若年層など世代別の傾向があるわけで、そういった世代別の傾向を分析した上でどういう世代にどういったことを働きかける、PRすることによってニーズをつくり出していか、ということも課題であるわけです。

水産物を豊富に取り入れた健康的で豊かな食生活、これは大いにPRしていくべきだと考えていまして、それをどうやって将来にわたって維持・増進していくのかといったような課題にも応えていく、これもニーズの掘り起こしだと思います。

消費だけではなくて生産・加工・流通、そして消費という各段階が緊密に連携をして水産物の栄養特性だとか旬だとか調理方法だとか、おいしさだとか、そういったことについてももっともっ

と理解を深めてもらう、魚食普及と言えはそうなんですけれども、そういったことをやってニーズを掘り起こしていく、これを課題として捉えて、こういった課題を克服することで、ここまで消費量を伸ばすことができるだろうという目標を定めようとしているわけであるわけです。

ですから、鈴木特別委員の認識と私ども全く同一でございます。この基本計画の案の中にもそういった形で反映をさせていただいているところでございます。

水越委員からいただきました御意見についてでございますが、「まえがき」のところのみ「働き方改革」がある、中身に出てきていないということについてはおっしゃるとおりなんですけれども、なかなか働き方改革というものを水産基本計画の本文に入れていくということについて違和感もあり、「まえがき」であれば、そこはいいだろうということで書いてあるというところがございます。御意見承りましたが、御理解をいただきたいというふうに思います。

国境監視について、抽象的な内容だけではなくて具体的にどういう内容の国境監視かということまで書いたほうがいいんじゃないかという御意見ですけれども、それは御意見として承りたいと思います。ただ、国境監視を多面的機能の重要な構成要素として、この基本計画の中に相当程度大きく、特に従来の基本計画に比して大きく位置づけているということもありますので、これ以上具体的に書くことについてはよく考えさせていただきたいと思います。

遠藤特別委員からいただきましたご質問、御意見についてでございますけれども、28～29ページにかけてでございます。「漁業者が「量」から「額」へ意識を転換する」という部分は、資源管理を進めていこうという状況の中でちょっと極端な話かもしれませんが、とり過ぎて市場で値がぐんと下がるというようなこともよくあったわけで、そういうことですと資源にも悪影響を与えますし、価格が下がって、結局生産者にとっていいことはない、そういう意味で、よくニーズも踏まえながら価格が安定的になるように、つまり、額に重点を置いて、とることを漁業者も認識していかなければいけないんじゃないかという意味で書いてある部分でございます。

それから、「マーケットイン」という言葉ですけれども、これは当たり前の話でございます。とにかくとれるものをとれるだけとって、あとはどういう価格がつこうと売りさばっていくんだということではなくて、どういうものが求められているか、消費者・需要者から求められているかということをきっちり念頭に置きながら漁業活動を行っていくという、そういう趣旨の言葉であるというふうに理解をしています。

「多段階流通」という言葉から始まる部分について修正の御意見をいただきました。御意見、どうもありがとうございます。水産物の場合は、平均して最終ユーザー、あるいは消費者が支払う価格の中で生産者の取り分は3割なんです。非常に低いわけです。ということは、今の多段階

流通の各段階で利益が落ちているとも言えるわけです。

こういった構造、これにはここにありますように、有用性は確かにあるわけです。産地卸売市場が全国に800ぐらいある中で、毎日各港に水揚げされる水産物が一瞬にして最終ユーザー、あるいは消費者のもとに渡っていくという、こういうことを実現しているシステムですから、その有用性というのはもちろん十分に認識する必要はあるわけですが、一方で生産者の取り分が非常に低いということは、すなわち、この多段階の流通構造に非効率な部分があると言わざるを得ないわけで、そういった部分については問題意識を持って流通機構の改革を進めていかなければならないんじゃないかということがこの部分にあらわされている、私どもとして表現しようとしていることでもあります。

ですから、大変申し訳ないんですが、「非効率な部分を解消し」というものを削除せよということについては否定的にお答えさせていただきたいと思います。

それから、「買受人の拡大」ということについてでございますが、繰り返しになりますけれども、全国に800ぐらいある産地卸売市場、そこには産地出荷業者という買受人が登録されて、そういう人たちの間で入札、あるいは競りが行われているわけです。競りの結果として、入札の結果としての浜値を上げていく取り組みというのは非常に重要で、最近の技術革新を踏まえたと、例えばビデオシステムなどを導入して、そこにいない人でも入札、競りに参画ができる、もちろん、物流体制が整備されていなければ意味がありません、そこにトラックをつけなくても物流システムを改革することで競り落とした、あるいは落札した水産物を指定の場所に運ぶというようなシステムをつくり上げていくことを通じて、広く各産地卸売市場の入札、競りに参画することができる、そういう構造をつくり上げることで浜値を上げていこうと、これを目指すべき方向として流通機構の改革を進めていこうというのがこの部分でございます。

それゆえに「産地卸売市場の改革」というところの前に「新技術・新物流体制の導入等による」という表現を入れているわけでございます。「買受人の拡大」という内容は、そういうことで御理解をいただければと思います。

私からは、以上でございます。

○漁港漁場整備部長 漁港漁場整備部長でございます。

東村委員から31ページの養殖等についてというお尋ねがございました。これは漁港漁場整備長計の記述をちょっと圧縮した形になっているんですけども、次期長計においては「競争力強化、輸出の促進」を重点課題の1つに据えまして、漁港整備については産地市場等を有する流通拠点漁港の機能強化、これとあわせて、養殖など生産拠点としての機能を有する地域、これは漁港と

漁場の一体整備を想定していますが、その重点整備を図ることとしています。具体的には国民への水産物の安定供給、あるいは今後輸出拡大を踏まえた場合、ブリ養殖などの生産拠点の整備が重要であることを踏まえ、代表として養殖を記述させていただいたものでございます。

○漁政部長 1回前の御質問ですが、高橋特別委員からいただきました19ページの「安定的な確保」と書いてある部分は外国人を含むのかということですが、これは基本的に日本人を念頭に置いています。

○国際課長 国際課長でございます。

東村委員からお尋ねがありました15ページの14～15行目にかけてです。資源管理の中で、「関係国に対する漁業管理能力」という言葉を使っている部分でございます。広い意味で言えば、資源管理も漁業管理も同じです。ここで「漁業管理能力」という言葉をわざわざ用いましたのは、基本的に国際的に各地域漁業管理機関が定めたそれぞれの保存管理措置がございます。それを遵守してもらう能力を高めようということですので、「漁業管理機関」という言葉に合わせて「漁業管理能力」という言葉を用いているということで御理解いただければと思います。

○馬場部会長 すみません、昼食を挟んで、また午後もあります。もう切りがないので、午後は白書の審議で、もしそれが早く終われば時間がとれるかと思えますけれども、できれば直接事務局に御意見をお寄せいただいとしたいと思います。私も言いたいことがいろいろあるんですけれども、先ほどの非効率性というのも、私はむしろ取るべきだと思っていて、まあ、却下されましたけれども。

まだまだ皆さんおありだと思いますので、申し訳ありませんけれども、ここで一旦終えさせていただいて、できれば午後、もし白書の審議に余裕がとれれば、またいただきたいと思えますけれども、ひとまず事務局に直接お寄せいただければと思います。

それで、この計画（案）、今後パブリックコメントを実施することになります。事務局では、委員からいただいた意見、あとこれから直接いただくものもあると思えますけれども、今後、基本計画の本文（案）を修正いただきたいと思います。

また、パブリックコメント実施についての案文につきましては、部会長の私に一任していただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

では、まだまだ足りない部分がありますけれども、ひとまずここでこの審議を終えたいと思います。ありがとうございました。

では、事務局からお願いします。

○企画課長 それでは、午後ですが、ちょっと時間は押しましたが、13時予定どおりに始めさせ

ていただければというふう存じます。昼食の時間が短くなりまして申し訳ございませんが、御参集のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

(休憩)

○馬場部会長 時間になりましたので、再開いたします。

これからは、「平成28年度水産の動向」(本文案)についての審議をお願いします。

まず、事務局から説明を受けまして、その後質疑を行いたいと思います。

資料1-1～3につきましては事前に配布されておりますので、事務局からは簡単にポイントの説明をお願いします。よろしくをお願いします。

○漁政部長 漁政部長の大杉です。引き続きよろしく願いいたします。

資料1-1をお開きいただきたいと思います。

1-3は概要版でございますので、横へ置いていただいて、本体のほうで御説明をさせていただきたいと思います。

今回お示しします案ですけれども、前回の2月23日の企画部会で委員、特別委員の皆様方に御審議いただいたものに対しまして、いただいた御意見を可能な限り反映させております。また、そのときにも留保させていただいておりましたが、新たにデータが公表された項目などについては、データの更新を行っております。

記述の大筋は、前回お示した案から変わっておりませんので、今回は各委員、特別委員からいただきました御意見を反映させて修正、あるいは加筆した部分、それから先ほど申しましたように、新たにデータが出て更新した主要な項目を中心に御紹介したいと思います。

まず1ページをお開きください。

動向編の第I章、特集の表紙の部分でございます。東村委員からこのところで、「科学的根拠に基づいて」ということをもっと強調したほうがいいのかという御意見をいただきました。その御指摘を踏まえまして、四角囲いの中の2行目でございますが、「国際的に利用されている水産資源の科学的根拠に基づく」と入れております。「科学的根拠に基づく適切な管理は、世界的課題の一つ」というふうにしております。

3～4ページにかけて御覧ください。

中国に関するコラムでございますが、平野委員から、「中国など新興国で魚介類の消費量の伸びが顕著である」という記述について、現時点では中国の魚介類需要は伸びているものの、中国の高齢化が進むことを考えると、それがいつまでも続くことはないのではないかという趣旨の御

意見を頂戴いたしました。

これは御指摘のとおりでございます。4ページの上から3～4行目のところに、「国連によると、今後2030年頃まで人口増加が続くと予想されている」ということを追記いたしまして、「このことも、今後しばらくの間は、中国の魚介類消費量の増加につながると考えられます」という記述に改めております。

21ページをお願いいたします。

鈴木特別委員、高橋特別委員から、我が国周辺水域での外国漁船の操業状況について、東シナ海の間水域の境界線西側での操業状況を視覚的に示すことができないか、また大和堆などでの操業状況についても追記すべきではないかという御意見を頂戴いたしました。

こういった御意見を踏まえまして、4～5行目にかけてでございますが、東シナ海及び日本海で多くの外国漁船が操業しており、それが拡大していることについて追記をしております。

そして、その下の右側の図I-2-4ですが、これを新しく設けております。日中の中間水域の東側の境界線のすぐ向こう側に中国漁船が大量に操業していることを示すレーダー図を載せております。

22ページをお願いいたします。サンマのコラムでございますが、東村委員、水越委員より、「外国漁船の大量漁獲の影響について科学的根拠は明らかになっていませんが」という記述、「科学的根拠は明らかになっていませんが」という記述は不要という御意見をいただきました。これを踏まえまして、この部分は削除しております。

また、水越委員よりいただいた「影響を懸念する声もあります」という従来の書きぶりは弱いというご意見を踏まえまして、22ページの36～37行目までですけれども、「漁業者の間では、これこれこれこれ懸念する声も強まっています」という書き方に修正しております。

さらに、このコラムは馬場部会長からも国際的な枠組みとしてどういった対応をとろうとしているかについて言及があったほうが良いという御指摘がありましたので、22ページの脚注に、対応については後述する旨をつけ加えております。

26ページを御覧ください。

太平洋クロマグロの資源管理に関する記述でございます。これは、委員の御指摘に基づく修正ではございませんが、34行目から未承認の漁獲や未報告があったこと、それに対する国としての対応、それから27ページですけれども、今後のTAC制度の導入等について最新の状況を書き加えております。

34ページを御覧ください。クロマグロの資源評価に関するコラムでございます。委員の御指摘

に基づく修正ではございません。産卵親魚の漁獲を制限すべきではないかとの議論があることを踏まえまして、このコラムに大幅な加筆修正を加えました。特に35ページの28行目からでございますが、「卵からふ化した仔魚は環境要因によって激しく初期減耗するため、生き残って資源に加入する量と産卵親魚の量との間には明確な関係は観察されていない」ということ、また、「産卵親魚を漁獲する漁業の影響やこうした情報を含めて資源評価がなされている」ということを書き加えております。

46ページをお願いいたします。

我が国のMPAについてのコラムの部分でございますが、中田特別委員から、国際的な発信についてここに書き込んでどうかの御提案をいただきました。それを踏まえまして、25行目からですが、「特に東南アジアなどに向けた我が国のMPAの取り組みの発信」について書き加えております。

51ページをお願いいたします。

高橋特別委員から、地域漁業管理機関が完全なものではなく、日本としても積極的に確かなものにしていくということを書いたほうがいいのではないかという御意見を頂戴いたしました。御指摘のとおり、少し地域漁業管理機関というものを過大に評価しているような書きぶりになっていたところがございますので、21行目のところでございますが、「地域漁業管理機関の機能強化の取り組みが、これまで、必ずしも適時に十分な措置が取られてこなかったという反省を踏まえたものであること」、また33行目でございますけれども、「我が国としても機能強化等の取り組みに積極的に参画していく」ということを書き加えております。

55ページをお願いいたします。「SHUプロジェクト」が始動」というコラムでございますが、佐藤委員から記述が不完全となっていた「SHUプロジェクト」のコラムについて今回情報収集を行い、本文と図表を追加して説明を書き加えております。

第I章、特集については以上でございます。

続いて第II章、「平成27年度以降の我が国水産の動向」についてでございますが、72ページをお願いいたします。

長瀬委員から、「河川・湖沼における環境の再生」について「生息環境」とすべきという御意見を頂戴いたしました。14行目の表題のところでございますが、「生息環境」というふうにしております。

また、ダムの濁水の関係についても御指摘いただきました。19行目のところに、「排水や濁水等による水質の悪化」というふうに濁水を明示的に書き加えております。



73ページをお願いいたします。

気候変動に関する記述の部分ですが、高橋特別委員から、スケトウダラの日本海系群についても影響を受けている魚種として記述すべきではないかという御意見をいただきましたので、26～28行目にかけて記述を追加しております。

75ページをお願いいたします。

プラスチックごみに関する記述についてでございます。高橋特別委員、千葉特別委員から御意見をいただきました。高橋特別委員からいただいた御意見ですけれども、この問題に対する提起を我が国から発信していくような意気込みでということだったのですが、この問題はまずは実態の把握からしっかりとやっていかなければならないという段階にあるという認識で、現在、環境省などを中心としてきっちりやっているということを10行目から紹介しております。

千葉特別委員から、生分解性素材の活用について記述できないかという御意見をいただきましたので、21行目のところに書き加えております。

79ページをお願いいたします。

一番下のところになりますけれども、新たなデータを記載しております。前回欠けていました国内生産額に関するデータが公表されましたので、平成27年には前年から876億円、6%増加して、1兆5,916億円になっております。

それから、81ページの下、図Ⅱ-2-4でございますが、こういった数字を用いまして算出した漁業・養殖業の平均産地価格を紹介しております。魚価は近年上昇傾向であるということを示しています。

82ページをお願いいたします。「「あごだし」ブームでトビウオの価格が急騰！」というコラムについてでございますが、菅原委員から、これは優良事例として取り上げているとはいえ、極端な例でふさわしくないのではないかという御意見を頂戴いたしました。書き方がわかりにくかったという部分もあると思いますが、私どもといたしましては、優良事例というよりも、漁価というものは資源状態や漁獲だけでなく、さまざまな要因に影響を受けるということを示す事例としてぜひ取り上げたいというふうに考えております。

そこで、このコラムについては全体を見直しまして、ポジティブに見え過ぎるような記述を落とすとともに、21行目からですけれども、「需要の変化が水産物価格に大きな影響を与える」という記述を追加いたしまして、さらにその後では、「消費の定着と安定的な供給に向けた取り組みが重要である」ということを書き加えて記述のバランスをとりたいというふうに考えております。

82～84ページをお願いいたします。

「沿岸漁業を営む個人経営体の経営状況」に関する部分ですけれども、ここについてですが、関委員、東村委員、浜田委員、大森委員から御意見を頂戴いたしました。担い手となる経営体につきましては基本計画のほうで記述をしていくという整理をしておりますけれども、例えば関委員から御意見をいただいた若い層での経営状況、あるいは大森委員から御指摘をいただいた中核を担う方々が後継者を持ちつつ次世代につなげていっているといったようなことについて、白書で示せるだけの統計資料や分析できる資料が必ずしもございません。

他方で、例えば沿岸漁業を営む個人経営体と同じように、個人企業として他の産業を営む経営体の営業利益とを比較してみますと、産業によって差はあるわけですが、84ページの表Ⅱ－２－２にありますように、沿岸漁業は中程度ということだと思いますので、このことに関する記述を追加しております。

92ページをお願いいたします。

同様にデータの更新でございます。漁業就業者に関するデータが更新されまして、「平成28年の漁業就業者数は前年から4%減の16万20人となった」ことを書き加えております。

102ページをお願いいたします。

浜田委員から養殖に関する技術開発について、安全・安心に対する消費者の感覚が置き去りにされているのではないかという御指摘がありました。これを踏まえまして、9行目のところですが、「貝毒等に関する技術開発等、安全・安心につながる技術開発も行われている」ということを記述いたしました。

それから、その下ですけれども、ゲノム編集に関するコラムの中では、32行目からですけれども、「ゲノム編集で生まれた生物の取扱いについて、今後、安全性等を踏まえて慎重に検討する必要がある」ということを書き込んでおります。

106ページをお願いいたします。

水産物卸売市場の関係です。遠藤特別委員から、消費地卸売市場においても、価格形成力の強化が問題であるとの御指摘を頂戴いたしました。これを踏まえまして、22行目のところですが、消費地卸売市場の課題として、「価格形成力の強化に加え」というふうに書き加えております。

112ページをお願いいたします。

我が国の水産物消費の動向でございますが、平野委員、東村委員から魚離れに関し、もう少しデータの分析を試みたらどうかという趣旨の御示唆をいただきました。これを踏まえまして、

図Ⅱ－３－３でございますが、「食料需給表」のデータをさらに分析し、そもそもたんぱく質の摂取量自体が減ってきていること、その背景として「高齢化の進行やダイエット志向等があるのではないか」ということを追加して記述しております。

114ページを御覧ください。

新たなデータの公表に伴う記述の更新でございます。17行目からでございますが、「食料・農業及び水産業に関する意識・意向調査」、いわゆるモニター調査の結果が公表されまして、そのデータに基づいて魚介類の消費に関する消費者の考え方について記述を追加しております。

今回のモニター調査では、子供の頃と比べて魚介類の摂取が増えたか、減ったかをまず聞いて、さらにその理由を複数回答で尋ねております。

その結果、増えた人が3割、減った人が4割となって、増えた理由としては、「健康に気を遣うようになった」「おいしいと思うようになった」、減った理由としては、「価格が高くなったと感じるようになった」「調理が難しい・面倒」というような回答が上位にきています。こういった新しいデータを用いた記述を追加しているところでございます。

126ページをお願いいたします。

水産物の輸出入に関してでございますが、新たなデータに基づく記述を追加しております。輸入は量・金額ともに前年から減少しました。

また、127ページ、下の輸出のところですけれども、拡大を目指してきているところではございますが、平成26・27年にオホーツク海沿岸のホタテガイが低気圧の被害を受けたことなどから、平成28年は量・金額ともに前年より減少しております。

148ページをお願いいたします。

大森委員から御指摘を頂戴した内容でございますが、相双地区における競りの復活を事例として取り上げてほしいという話、これを踏まえまして、ヒラメの試験操業・販売の開始に加えまして、相双地区の競りの復活を事例として加えております。このコラムの後半部分でございます。

第Ⅱ章、「平成27年度以降の我が国水産の動向」については以上でございます。

続きまして、資料1－2を御覧ください。

平成28年度水産施策、いわゆる平成28年度に講じた施策でございます。

平成24年策定の現行の基本計画に基づいて項目を整理しております。詳しい中身の紹介は省略させていただきますけれども、目次をざっと御紹介いたします。

表紙を1枚おめくりいただきまして、目次の1ページを御覧ください。

まず「概説」の後、3ページから「Ⅱ、東日本大震災からの復興」、その中に「復興の実現に

向けた施策とその着実な実施」、また「東電福島第一原発事故の影響の克服」が入っております。

6ページからですが、「Ⅲ、新たな資源管理体制下での水産資源管理の強化」がございます。

目次の2ページを御覧ください。

13ページからは、「Ⅳ、意欲ある漁業者の経営安定の実現」について記述をしております。漁業経営安定対策等が主な内容でございます。

14ページからは、「Ⅴ、多様な経営発展による活力ある生産構造の確立」でございます。この中に体質強化、担い手の確保等が触れられています。

18ページからは、「Ⅵ、漁船漁業の安全対策の強化」、それから19ページからは、「Ⅶ、水産物の消費拡大と加工・流通業の持続的発展による安全な水産物の安定供給」ということで、品質・衛生管理対策や多様な流通ルートの構築、付加価値の向上、輸出促進等に触れております。

目次の3ページを御覧ください。

24ページからは、「Ⅷ、安全で活力ある漁村づくり」。ここで防災・減災対策の強化、また多面的機能の発揮などに触れています。

27ページからは、「Ⅸ、水産業を支える調査・研究、技術開発の充実」でございます。

28ページでございますが、「Ⅹ、水産関係団体の再編整備等」「ⅩⅠ、その他重要施策」、「ⅩⅡ、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」と続いてまいります。

資料1-2に関する説明は、以上でございます。

どうもありがとうございました。

○馬場部会長 ありがとうございました。

今御説明いただきました資料につきまして御審議いただきますが、2つのパートに分けて審議をお願いしたいと思います。

まず最初に、資料1-1のうち、第Ⅰ章の特集、56ページまでになりますけれども、これをまず最初に審議いただきまして、その後、資料1-1のうちの第Ⅱ章、水産の動向と先ほど説明いただきました資料1-2の水産施策につきましてという2つに分けたいと思います。

では、まず1つ目のパートであります資料1-1の1～56ページまで第Ⅰ章、特集につきまして御審議いただきたいと思っております。

御意見、御質問ありましたらお願いします。

東村委員。

○東村委員 東村でございます。

割と単純な字句修正とか、そういったものは後で直接メールにてお送りさせていただくことに

いたしまして、言いたいことが非常にたくさんあったんですが、時間もございますので、そうでないものをいくつか御指摘したいと思います。

まず12ページの「世界の遊漁」というところですが、このコラムの中の30行目です。「実際に、遊漁は、アジアや南米、アフリカ等の経済発展が進む国々において」という一文は、それより3行前の「しかしながら、経済発展に伴う遊漁の発達は、ずっと続くわけではありません」より前に入れないと、文章のつながりが、増えている話と、減っている話、最初に増えている話が来て、減っている話が来て、また増えている話になって読みづらいなと感じました。

次に行かせていただきます。

19ページの「韓国との関係」のところなんですが、2行目に「日韓漁業共同委員会」という文言が出てきます。その「韓国との関係」の下から3行目に、「日韓漁業交渉」という言葉が出てきます。これは恐らく私は同じものなのだろうと思って読んでいたのですが、ややわかりにくい。

あわせて、この関連でいきますと、50ページにも「韓国における国際的な漁業の管理」と書いてある下から3行目に「日韓の漁業協議」という言葉があって、この3つが同じものなのか。多分同じものなんだろうと思いますが、文言をそろえたほうがわかりよいのではないかと考えました。

字句修正は後でメールでと申し上げましたが、23ページ、「熱帯水域におけるカツオの漁獲が我が国に与える影響」なんですが、30行目の最後、「分布の」から始まる文章が下から3行目の「継続することとしています」までつながってしまっていて、これはあまりにも長いなど、もう少し切ったほうがいいのではないかと考えました。

次に行きます。

46ページです。

「CITESと漁業」というところなんですが、1行目に「地域漁業管理機関の中だけにとどまりません」なんですけれども、ここ「CITESと漁業」の関係なので、ちょっとどこに入ればいいのかと思ったんですが、実は国連でもその直前にVMEに与える影響があるということで、公海の底びき網漁業の全面禁止が提案されたというのが国連で行われてしまっていて、だから、地域漁業管理機関のほかにも、実はCITES、それからさらには国連も交渉の場になり得る危険性があるということをごどこかで入れたほうがいいのではないかと。このCITESのところに入れるのが適当かどうかは、ちょっと私も判断つきかねますが、ということです。

それから、48ページです。

48ページ、上から4行目、「欧米諸国等における環境保護の関心の高まりを背景として」という文言がございます。何かこの文言だと、日本が環境保護に関心がないというようにもとれなくはないし、そもそも環境保護に関する関心と言えるのだろうか。ゆがんでいる一部の急進的な人たちの環境保護という名のもとの活動だと思しますので、何だか欧米諸国の中にも、そうでない人もいるというのも別にして、ちょっとここ環境保護で片づけていいのかなという気がいたします。

最後になりますが、52ページです。

「求められる社会・経済的観点からの配慮」ということですが、これタイトルと内容がちょっとずれているように考えました。

ここでは、内容としては、どちらかというと科学の重要性であったり、保護と利用の両立が重要なんだというような、そういう内容が書かれています。内容はこうなんです。これどちらも記述が必要なことだと私は考えますので、何かタイトルと内容が合っていないので別建てにしてもいいかもしれませんし、ちょっと考えていただければと思います。

以上です。長々と失礼いたしました。

○馬場部会長 ほかにかがでしょうか。

よろしいですか。

では、一旦ここで、もし御回答いただけるものがありましたら。

○企画課長 御指摘ありがとうございます。記述内容全般につきまして、いろいろとこれから、またさらに工夫させていただければというふうに存じます。

○馬場部会長 ほかには御意見、御質問はいかがでしょうか。

どうぞ。

○資源管理部審議官 審議官の太田でございます。

東村先生から御指摘のあった件の一つで、48ページの「欧米諸国等における環境保護に関する関心の高まりを背景として」というところでございますけれども、日本人が環境保護に関心がないということを言いたいのではなくて、相対的な話として欧米諸国においてのほうが環境保護団体の活動が、特に漁業に関しましては盛んなことは、これはもう眼前たる事実でございますし、実際にワシントン条約の附属書掲載提案がなぜ出てきたかということを経験的に分析しますと、特に漁業に関係する種につきましては、環境団体が裏でかなり動いているという事実もございまして、このところは事実を正確に示したのではないかなというふうにご覧いただいております。

以上です。

○東村委員 東村です。

ただいま審議官のほうからの発言に対して、ちょっと補足説明させていただきたいんですけども、日本が環境保護に関心がないというふうに読めるというのは、ちょっと言い過ぎだったと思います。

それと、今おっしゃったのであれば、環境保護団体の活動が活発化しているのが背景であって、関心が高まっているという表現のほうが、むしろ、事実よりちょっとずれているかな。ただ、それ水産白書に書くのはどうかという気もいたしますけれども。

何か結構、理想的に環境保護に関する関心が高まっているわけではないという、そういうニュアンスを入れていただければというふうに感じます。

ありがとうございます。

○馬場部会長 ほかに御意見、御質問はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

鈴木特別委員。

○鈴木特別委員 何ページという指摘ではないのですが、資源保護とか環境再生に関わることで1つ気になっています。魚の生息海域が温暖化の関係で大分動いているわけですけども、そこでさまざまな影響が出ていると思います。

その中で最近気になったのは、生息海域が変わることで近しい種が交雑しているという現象が随分出ているようです。例えば、トラフグとマフグが交雑して、非常に見きわめがつかないようなフグができていたりとか、トラフグは皮に毒ないのですが、マフグは皮に毒があるので、交雑すると非常に危ないフグになるというようなことも起きているようですし、そういう観点で魚の生息海域が大分動いてしまっているということによってどんなことが起きる可能性があるのかということがいろいろ研究をされて、なるべく想定されるようなことに対して研究をどんどん進めておくべきだというような記述がどこかに欲しいと思いました。

以上です。

○馬場部会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

高橋特別委員。

○高橋特別委員 49ページの「インドネシアにおける国際的な漁業の管理」という中の写真ですが、実態はインドネシアはかなり大型漁船を持って、このような水揚げ風景というのは、島によってはあるんでしょうけれども、大きな港ではこういうことはありません。もう少し現状の水揚

げ風景というものを、この写真からはちょっと見えないので、写真はもうちょっと検討していただきたい。

日本漁船が、マグロ船がとってくるような、大型のマグロを結構とって港に水揚げしています。日本のマグロ漁船業界に危機感をあおっていただければありがたいなと思います。

○馬場部会長 よろしいでしょうか。

では、ひとまずここで先ほどのお二人の御意見、御質問について御回答をお願いします。

○漁政部長 鈴木特別委員、高橋特別委員、どうもありがとうございました。

まず鈴木特別委員から御指摘があったことに関連してですけれども、資料1-1の73ページを御覧いただけますでしょうか。

後半部分ですが、「気候変動による影響と適応への対策」というタイトルで記述をしています。趣旨は御指摘いただいた内容に沿ったものですが、先ほど御紹介いただいた事例のようなものまで網羅する形で書いているわけではございません。なかなかそこまで網羅して書けるというわけではございませんので、申し訳ないんですけれども。該当する問題についての記述は、ここにあります。

高橋特別委員からいただいた49ページの絵でございますが、危機感がないという御指摘でございましたが、これはこれで現実を物語る絵ですので採用させていただきました。

○馬場部会長 ありがとうございます。

では、そろそろ次に移らせていただいてよろしいでしょうか。2つ目のパートは資料1-1の57ページからになりますけれども、第Ⅱ章、「平成27年度以降の我が国水産の動向」及び資料1-2の「平成28年度水産施策」について御意見、御質問をお願いします。

佐藤委員。

○佐藤委員 佐藤です。

114ページの図です。この図は大変よい図だと思いますので、文字がもっとはっきり読めるように大きく掲載していただけたらよろしいんじゃないかと思ひまして、お願いを申し上げます。

以上です。

○馬場部会長 ほかに。

東村委員、あと次は菅原特別委員をお願いします。

○東村委員 東村でございます。

131ページです。補助金のお話が出てきますが、政策上必要な補助金は認められるべきであります。これ日本がこういう立場だということは理解しましたけれども、具体的に今は補助金と言



われるようなものが漁業において、何か割と大きなものがあるのかという単純な質問なんです。例えば、「積立ぶらす」なんかは補助金というふうに考えられているのかどうかという、その程度の質問でございます。

もう一つが134ページです。「漁業・漁村が有する多面的機能」の中に「親水性レクリエーション」であったり、「憩いの場の提供」であったりというのがないんです。割と隣には「川の自然に親しむふれあい魚釣り大会」というコラムがあったりするので、これも1つ入れていただければいいのではないかと考えます。

以上です。

○馬場部会長 菅原特別委員お願いします。

○菅原特別委員 菅原です。

65ページの35行目以降の文言の中なんですけれども、密漁に対する話が盛り込まれています。こういった密漁に対する取り組みについて力を入れていただき、感謝をいたしております。

一方で、密漁品が、密漁された品物が流通しているといったような課題もあることも書き込んでいただきたいと思いき、またそういった密漁に対しても、もっと厳しく厳罰した取り締まりをしていただきたいと思っております。

そして、101ページになるんですけれども、午前中にも非効率みたいな話が出たんですけれども、この中にも「漁業者は、経験や勘に頼って漁場の探索を行ってきました。しかしながら、こういった方法は非効率であり」というふうに書かれているんですけれども、我々漁業者から勘や感覚を取ったら、何も魚なんか獲れないと思うんです。そして、こういった魚探や通信技術というのは、そういった勘や感覚の先にあるものだと思うんです。魚がどこに行けばいるか、こういった潮流のときには、こういう潮の流れのときはそこに行けば魚がいるかというのは、やっぱり勘なんです。そして、行って細かい場所を見つけるのがこういった通信技術だと思うので、そういった人から人に伝わる技術と効率化できるものは分けていただきたいと思いき。

以上です。

○馬場部会長 大森委員お願いします。

○大森委員 103ページでございます。「漁業協同組合の経営と組織再編の状況」のところなんですけれども、ここの29行目で「漁業者数や漁業生産額が減少傾向にある中で」とありますが、ここ3年連続で生産額は上昇していますので、ここは修正をしていただきたいと思いき。

それから、104ページの「漁協が中核的役割を果たしていく」と。12～13行目のあたりです。15行目ぐらいで、「なお多くの組合が厳しい経営状況にある」と、こういう書きぶりでありますけ

れども、これは先ほど基本計画のところでも、実は私ちょっと意見を言わせていただきたい部分があるんですが、座長、関連などで一緒に言ってよろしいですか。

○馬場部会長 はい。

○大森委員 すみません。

まず、ここの部分でも、こういう確かに厳しいという否定的なことがある一方で、やはり組合の自助努力、漁協の自助努力、それから関係者の支援、国の新借換資金の活用とか、そういう中で2007年当初と比較しますと、漁協の欠損金額が450から130億円ぐらいまで3分の1に減少してきていると。また、不振漁協対策についても要改善JFの数が大幅に減ったということもあります。残っている不振漁協についても欠損金の解消計画、これが全て策定されて、それを着々と進めていくというような、そういう段階に来ております。このような前向きな状況について、配慮をいただきたいというふうに思います。

ちょっと関連のところは、また後で、今の部分でさせていただきたいと思いますが、先にそれ以外のところで123ページの原産地表示のところであります。ここで11行目ぐらいで、おにぎりのりのことについて記述をしていただいておりますけれども、これがのりの割合が小さなおにぎりが対象になったということの理由の一つに、おにぎりは日本人の国民食として位置づけられるという意見があったこと、これをぜひ記述をしていただきたいというふうに思います。

それから、134ページの「漁業・漁村が有する多面的機能」のところではありますが、これも基本計画の絡みもあるんですが、基本計画の中で国境監視機能、これの重要性ということをはっきりと位置づけていただきました。本当に感謝を申し上げる次第であります。

ここの134ページの記述についても、この基本計画に今後そういう形で国境監視機能というのが位置づけられるという面で、その表記の順番、これを工夫していただきたいというふうに思います。

そして、基本計画のところ、基本計画の37ページ、ここで「漁協系統組織の役割発揮・再編整備等」というのがあって、(1)で浜プランの主役、実践の主役である漁協の役割発揮というのをしっかりと書いていただいているんですけども、今回の基本計画が全体的にわたって前向きに政策を展開していくという、こういう書きぶりになっている中で、(2)のところだけはどうも後ろを向いている。厳しい状況の中で浜プランを実践するのを中核をなす漁協の役割発揮のために経営なり事業基盤、これを強化していくと、こういうことが課題であって、それに向かって取り組みが必要なんだという表現にさせていただきたい。

その中で、「広域での漁協系統組織の合併なり、信用事業の信漁連への譲渡を含む」という表

現ですけれども、ほぼ信用事業譲渡はもう終わっておりますので、信用事業については健全性の強化、ここがテーマだと思います。また、この信用事業がそういうことで信漁連を含めた改善ということですので、漁協系統組織の自主的な経営・事業基盤強化の改革と、こういうような形にしていきたい。

それから、(3)のところ、ここは人材のことを書いているんですが、ここも職員体制が脆弱ということじゃなくて、やはり浜プランの着実な実行が求められている職員の対応力を引き上げるとか、それから多様な人材の登用とか活用と、こういうものが要だという、前向きな書きぶりになるよう、白書のほうの意見とあわせて言わせていただきました。よろしく申し上げます。

○馬場部会長　ここで一旦御回答をいただけますでしょうか。お願いします。

○漁政部長　佐藤委員、東村委員、菅原特別委員、大森委員から御意見、御質問を頂戴いたしました。どうもありがとうございます。

佐藤委員がおっしゃった115ページの絵の文字部分、もう少し見やすくするようにしたいと思います。

東村委員からの御質問、131ページに関連して、漁業補助金に「積立ぶらす」というのは入るのかという御質問ですが、「積立ぶらす」の根っこにあります「ぎよさい」の部分については、掛金国庫補助というものがあまして、これは漁業補助金に該当いたし、それから、「積立ぶらす」も支払い財源として積み立てる金額の半分は国費でございますので、これも漁業補助金に該当いたします。

資料1-1の134ページに関連して御質問といたしますか、御意見を頂戴いたしました。多面的機能ということだと、ここにありますように、自然環境保全、海難救助・国境監視活動、居住・交流の場の提供、地域社会の維持、こういったことが多面的機能の概念、要素であるというふうに考えております。

そういう観点で136ページのほうに、御指摘のありました親水性レクリエーションについては記述をしておりますので、御理解をいただければというふうに思います。

それから、同じ箇所についての御指摘でしたので、大森委員からの御意見についてもお答えいたしたいと思いますが、134ページ、多面的機能の要素の列挙の順番ということだと思いますが、海難救助や国境監視活動、これは入れかえることにやぶさかではないというふうに思います。それ以上、順番を変えたほうがいいんじゃないかという御意見であれば、ちょっとこれは議論をさせていただきたいというふうに思います。

戻りまして、菅原特別委員からいただいた御意見、101ページのところでございますが、「漁業

者が経験や勘に頼ってやってきた」という部分についての、ある意味評価についてのコメントであったというふうに考えておりますが、御発言、御指摘の趣旨はわかりますので、少し考えてみたいと思います。

大森委員から御指摘いただいたところでございますが、103ページ、「生産金額も減少傾向にある」というふうに記述上はなっているところでございますけれども、御指摘のとおり、生産金額といえますか、産出額については、ここ3年連続で増加をしておりますので、この部分は少し工夫をしたいというふうに思います。

104ページに関連してでございますが、同時に、これは水産基本計画の案の37ページと重複するといえますか、連動すると理解をいたしますけれども、御指摘のとおり、漁協の経営、つまり不振漁協の問題といえますか、漁協の欠損金の問題といえますか、状況認識として厳しいということだけで十分だということでは必ずしもないというふうに私どもも思っております。この欠損金の解消に向けた取り組みというのは、御指摘のとおり、2007年、2008年から本格的に仕組みを整えて、漁協系統組織、あるいは地方公共団体など関係者の努力を積み重ねてきて、もともと10年ぐらいをスパンにしてやっていこうということから始めたことでございますが、その成果がちょうど10年近くたった現在、御指摘のとおり上がっております。

以前の企画部会の資料の中でも御紹介しましたけれども、平成18年度に454億円あった欠損金が27年度の見込みでございますが、205億円まで減少するという状況にあります。3分の1という御紹介がありましたが、これはベースのとり方かもしれません、私どもとちょっと認識が違いますけれども、いずれにしても大幅に減っているという状況にありますので、この10年間で大きく状況が変わったというようなことも踏まえた表現上の工夫をしていきたいというふうに思います。

基本計画の37ページのところも、単純に「経営基盤が脆弱化している」ということだけで済ませるという表現ぶりについても検討したいと思えますし、それから、こういった問題というのは、漁協だけではなくて信漁連などを含む漁協系統組織全体として捉えなければならないという御指摘もそのとおりでございますので、工夫をさせていただきたいというふうに思います。

信漁連への信用事業譲渡については、もうほぼ完成に近いところまで来ているという御指摘もございましたし、それはそのとおりでございますので、よく踏まえたいというふうに思います。

白書のほうに戻りまして123ページ、原料原産地表示のところのおにぎりのりでございます。原料原産地表示、中間取りまとめが行われた段階での内容を再度振り返ってみたいと思えますけれども、基本は重量ベースで原料となっているナンバーワン、最も重量比率が大きいものについ

て義務的に表示するという考え方でございます。

そして、その唯一の例外がおにぎりののりということで、なぜその唯一の例外になっているかという、おにぎりというものにおけるのりの位置づけというのは、重量がナンバーワンでなくとも、おにぎりというものの、まさに本質を構成するものだということで、おにぎりののりだけが重量比率ナンバーワンでなくとも例外的に義務表示の対象になるということで整理されたというふうに理解をしております。

今おっしゃった国民食として位置づけられているという話であれば、これはほかにもそれに相当するものだってあるんじゃないかと思えますから。すみません、少し認識が違うんじゃないかというふうに思えます。

どうもありがとうございました。

○馬場部会長 ほかにいかがでしょうか。

では、高橋特別委員、久賀特別委員、平野委員お願いします。

○高橋特別委員 95ページなんですが、「海技免状保持者の育成」ということの1行目の後段から2行目にわたってですが、1行目の後段のほうから、「乗船させることの必要な海技免状保持者の級や人数が定められている」という書き出しですが、保持者に級があるわけじゃなくて、船の大小に応じて必要な海技資格や人数が定められるということなんです。この「者」という、保持者に級はないわけで、海技資格に級があるのです。ここに書いていることは中身的にはわかるんですが、表現の仕方が保持者に級がついているような印象を受けますので、本来であれば、「船の大小と機関出力に応じて必要な海技資格や人数が定められる」ということではないかと私は思いますので修正していただきたい。

以上です。

○馬場部会長 では、久賀特別委員お願いします。

○久賀特別委員 流通の部分を中心に簡単な修正提案を5点ほどしたいと思えます。

1つ目が105ページ、下から4行目、ここでは図Ⅱ-2-25を使って流通の説明をしているところですけども、下から4行目の「輸入水産物とともに」という言葉は取ってもいいのではと思うんですが、いかがでしょうか。現実としては確かにそうだと思うんですけども、ここでは、この図Ⅱ-2-25ですか、この図を使って国産の水産物の流通の話をしています。この図の中でも輸入水産物の動きは全く表現されていませんし、近いほかの文章にもそれが出てこないの、少しこの言葉が取ってつけたような印象がありますので、かえってないほうがわかりやすいかなと思いました。

それから、2つ目は、106ページの図です。図Ⅱ－2－25の「水産物の一般的な流通経路」の図なんですけれども、黄色とピンクの「産地卸売市場」と「消費地卸売市場」の矢印のところには「卸売業者」から「買受人」、それから「消費地卸売市場」も「卸売業者」から「買受人」の矢印がありますが、そこに「競売」という言葉があったほうがいいのではと思うんですが、いかがでしょうか。

といいますのも、「卸売業者」の下の米印のところには「販売委託」のことが書かれていますが、これが書かれてあると、それを受けたアクションが何なのかというふうに思ってしまいますし、それをあらわすのは「競売」というのが一般的な水産物の流通をあらわすにはわかりやすいのかなと思いました。

もちろん、相対販売がふえているので、それを表現し切れないからという意味で書いていないという意図なのかなとも想像したんですが、少し検討していただきたいなと思います。

また、この図に関しては、矢印の意味も少し取りづらいです。例えば、「消費地卸売市場」の「買受人」から「小売業者・外食業者」に二本の矢印が出ていますが、下の棒は、これはどういう意味を、どういう流通を示すのかがちょっとわかりにくいなと思います。

これは買受人が大口需要者だった場合、消費者に直接行くよという意味なのかなと読んでみても、いずれにしても、この図は検討の余地があるかなというふうに思いました。

それから、108ページです。下から4行目、「水産物の保存性の改善」という言葉があります。「保存性の改善」という言葉があまり聞きなれない言葉なので、「保存性の維持」とか「付与」とか「向上」とか、ほかの言葉で適切にあらわせるものがないのかなというふうに思いました。

それから、109ページの上から5行目の最後の部分です。「地域で水揚げされる漁獲物の構成の変化等により」はもう少しわかりやすく、例えば「魚種やサイズ組成の変化など」という言葉に置きかえるのはいかがでしょうか。

それから最後になりますが、121ページです。下から3行目の後半部分ですが、「食品スーパー等において、魚介類の販売拡大を」とありますが、ここは「国産」という言葉を入れたほうがいいと思います。ここの部分では、量販店の店頭で冷凍輸入品ではなくて国産、しかも天然の水産物の販売促進が行われていますよというようなことが書かれておりますので、この下から3行目部分でも「国産」というような言葉を用いて、その意図を明示してはいかがでしょうか。

タイトルでも「小売現場での取組」という小さなタイトルがついておりますけれども、このタイトルについても「国産水産物の販売促進の取組」だとか、そういった言いたいことを何か表現できるようなタイトルにすると、よりわかりやすいのではないかと思います。

以上、検討の材料にさせていただければと思います。ありがとうございました。

○馬場部会長 平野委員、お願いします。

○平野委員 平野でございます。

61ページです。上に図がありますけれども、漁協ごとに模様を変えていただいたりしているんですが、前のページの漁業権制度の説明の図だと思うんですが、「漁業権漁業」「知事許可漁業」というものが前のページに行ってしまうものですから、この表が何について描いているのが非常にわかりにくいので、この下に説明をちょっと加えていただきたいのと、もしかしたら、海の広さによって右肩が大きくなり、真ん中が狭く、左肩も狭くというようなことをしていますけれども、これは許可の説明なだけなので、できれば同じぐらいにしたほうが非常に見やすいのではないかと思います。

あとそれから、マイクロプラスチックの件について言いたいんですけども、海は当然世界中の海がつながっているわけなんですけど、日本海が特に入り口、出口が非常に小さいものですから、マイクロプラスチックが非常にたまりやすい海だということで、日本海に非常に多くあるというようなことを言われておりました。

ところが、マイクロプラスチックの調査方法自体が国によってばらばらで標準化されていないために比較のしようがないというようなこともありました。ここでは別に書かなくてもいいんですけども、水産庁の皆様から標準化してほしいということと、それから日本だけが頑張ってもマイクロプラスチックのごみはなくなりませんので、できるだけ多くのところに同じように、なくす努力をしてほしいというようなことを、言ってほしいなというふうに思います。

あとそれから、赤ちゃんにもおいしい、離乳食に魚食をとというようなことだったんですけども、119ページです。赤ちゃんのベビーフード、離乳食に魚をとというのはとてもいいことだと思います。一番魚を食べている高齢者もどんどん食べなくなりますが、これからの世界情勢を考えますと、介護食というのは非常に重要なものになってくると思います。ですから、赤ちゃんにも当然大事なんですけれども、高齢者、特に介護食にももうちょっと力を入れるようなコラムがあってもいいのではないかと提案をしたいと思います。

以上です。

○馬場部会長 では、鈴木特別委員、あと千葉特別委員お願いします。

○鈴木特別委員 23～27ページあたりに、サバとマグロとカツオの話があるのですが、ここにイカが出てこないのは、何か特別な配慮があるのでしょうか。とにかくイカが大変なことになっていますから、ここにイカが1ページぐらい割かれていてもよかったかなと思いますけれども、特

別な配慮が何かあれば理由をお聞かせいただければと思います。

○馬場部会長 千葉特別委員、お願いします。

○千葉特別委員 100ページですけれども、100ページの一番最後の部分ですが、「船室の外にいる全ての乗船者がライフジャケットの着用を義務付けられる」と。これにはライフジャケットの条件があったと思います。今一般的には「桜マーク」と言っていますが、検定済みのライフジャケットの着用が義務づけられると思いましたが、その辺を入れていただければ、今後購入する方が検定済みを買われると思いますので、できれば「検定済み」、あるいは「桜マーク」というような言葉を入れていただければ。

ただ、これは罰則が35年からだと思いますので、28年度のこれに入れるかどうかは別問題として、少なくとも水産基本計画（案）のほうの36ページの「ライフジャケットの着用義務の範囲」というところでは、「検定済みライフジャケットの着用」ということで入れていただければいいと思います。よろしくをお願いします。

○馬場部会長 では、ここで御回答をいただきましょうか。お願いします。

○漁政部長 高橋特別委員、久賀特別委員、平野委員、鈴木特別委員、千葉特別委員、御意見どうもありがとうございました。

いくつかお話をさせていただきたいと思いますが、高橋特別委員からいただきました御指摘、95ページですけれども、級というのは、資格に級があるんであって、者に級があるわけではないというのはそのとおりでございますので、正確に表現するようにしたいと思います。

久賀特別委員から御指摘をいただいた点でございますが、106ページの図Ⅱ－2－25ですけれども、「競売」ということを入れたほうがいいんじゃないかということですが、「競売（けいばい）」、あるいは「競売（きょうばい）」という言葉というのは、私の認識で言いますと、少なくとも卸売市場での売買ではあまり使われない言葉、魚の売買ではあまり使われない言葉じゃないかと思います。むしろ使われますのは「入札」、あるいは「競り」ということだと思います。

これは、この絵の中では当然の前提として、御指摘があったように、「卸売業者」というところに米印で書いてありますように、買い取り販売もありますけれども、大宗は売り手にかわって委託を受けて販売をしている、そのやり方、値決めのやり方が入札であり、あるいは競りであるということをここで表現をしているつもりでございます。

こういった図の見せ方といいますか、一番わかりやすいんじゃないかなというふうに私ども思っております。

それから、「消費地卸売市場」の「買受人」から矢印が二本あって、1つが「小売業者・外食



業者」に向いていて、そこを経由して「消費者」に向いている、これはそのとおりでございます。

もう一本は、突き抜けていますのは、おっしゃったとおり、直接消費者に売られている、そういうケースを念頭に置いて書いてありますので、この矢印も無造作に引いているものではございません。一つ一つ実態がどのくらいあるのかということも検証しながら矢印をつくっておりますので、そういうふうはこの絵は御覧いただきたいというふうに思います。

108ページ、109ページ、121ページについていただきました御意見、どうもありがとうございます。検討させていただきたいと思います。

平野委員から御指摘をいただきました61ページでございますが、今日の資料ではこうなっておりますけれども、印刷する段階では、ちょん切れることがないようにいたしますので。すみません、それは印刷の問題でございます。

介護食についてお話ございましたが、今年の白書では離乳食について記述をさせていただいております。介護食、また来年の白書なりで考えさせていただきたいと思いますので、御理解をいただければと思います。

鈴木特別委員からイカについて御指摘ございましたけれども、N P F Cで対象になっている魚種ではないということで、こういった形になっているという事情がございます。

私からは以上でございます。

○企画課長 続きまして、千葉特別委員から御指摘いただきました基本計画も含めて、「ライフジャケット」というふうに裸で書くんじゃないし、「検定済みの」という限定をつけるべきだという御指摘でございますが、確かにそのとおり法律で要求されているというものは検定済みのものでなければならないというところですが、ただ、基本計画等へ書き込む際に、当然正確に書く必要は当然あるんですけれども、全て細かくそこまで書く必要があるのか。誤解を与える可能性、具体的にはライフジャケットだったら何でもいいというふうに伝わる危険性も含めて、検討させていただきたく存じます。

○馬場部会長 まだ意見がおありかと思っておりますけれども、この後もまたほかの分科会もありますので、御意見がおありの場合は、直接事務局のほうにまたお寄せいただければと思います。

それでは、資料1-1「28年度水産の動向」及び資料1-2「28年度水産施策」につきましては、本日皆様からいただきました御意見を踏まえまして、事務局で再度修正等を行い、最終案につきましては部会長の私に一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

本日はどうもありがとうございました。

では、事務局から何かありましたらお願いします。

○企画課長 本日は、御審議ありがとうございました。

いただきました白書に関する御指摘につきましては、事務局で早急に対応案を取りまとめたかと考えております。

15時からの資源管理分科会に出席される委員の皆様におかれましては、個別に御相談をさせていただくことがあろうかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

いろいろ御意見を承る必要があると思っておりますが、明日中には電話・メール等で御相談させていただきたいというふうに考えております。

今後のスケジュールですが、平成29年度水産施策、いわゆる「講じようとする施策」については、4月14日の水政審総会と企画部会の合同会議で諮問させていただき予定でございます。

その後、本日御審議いただいた動向編とあわせ、5月下旬～6月上旬の閣議決定、国会への提出という予定で手続を進めさせていただきたいと考えております。

本日は、委員の皆様におかれましては、御多忙の折御出席いただき、貴重な御助言、御指導をいただき、まことにありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○馬場部会長 ありがとうございました。

では、以上をもちまして、本日の企画部会を終了させていただきます。ありがとうございました。